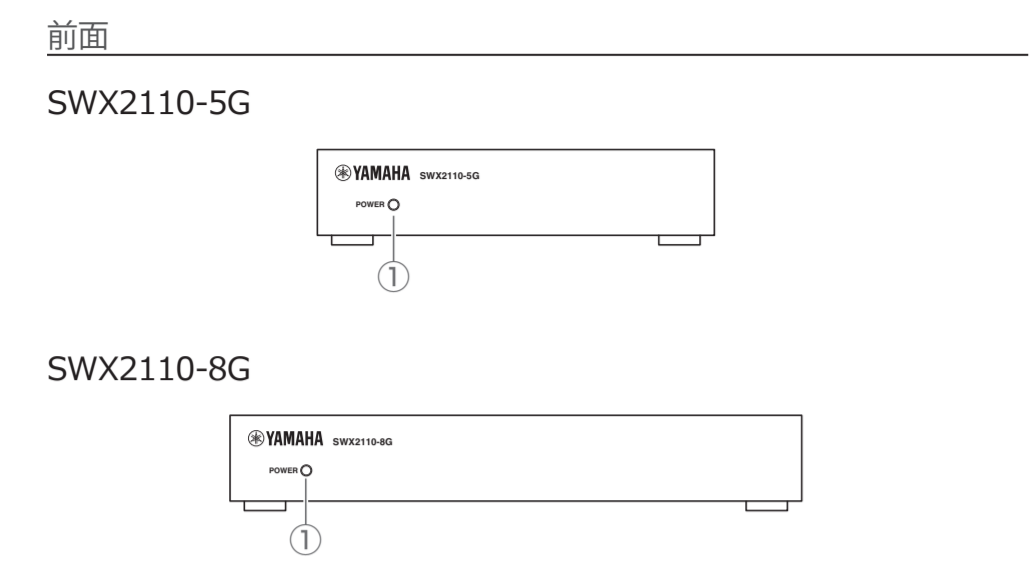
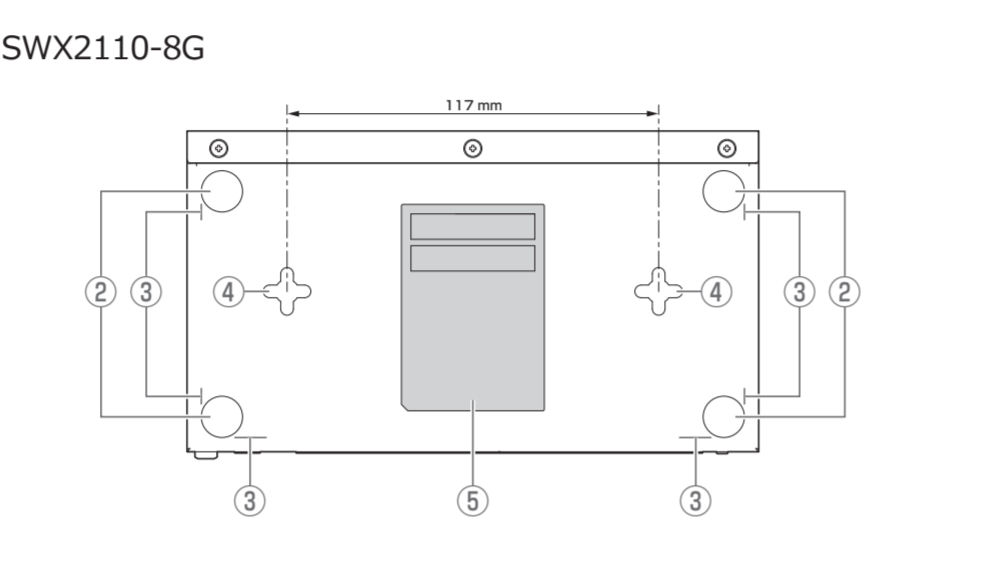
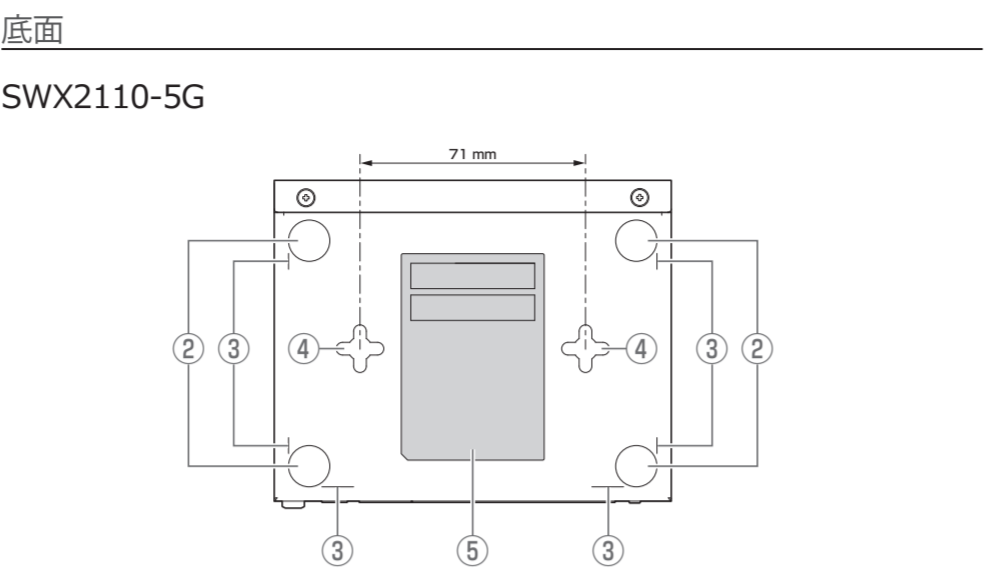


各部の名称と機能



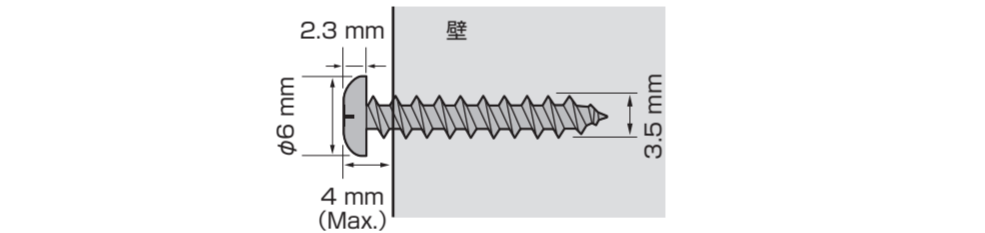
- ① POWERインジケータ―
通電時に点灯します。ループ検出時には点滅します。



- ② ゴム足取り付けガイド
水平面に据置き設置する場合に付属のゴム足を取り付ける位置です。

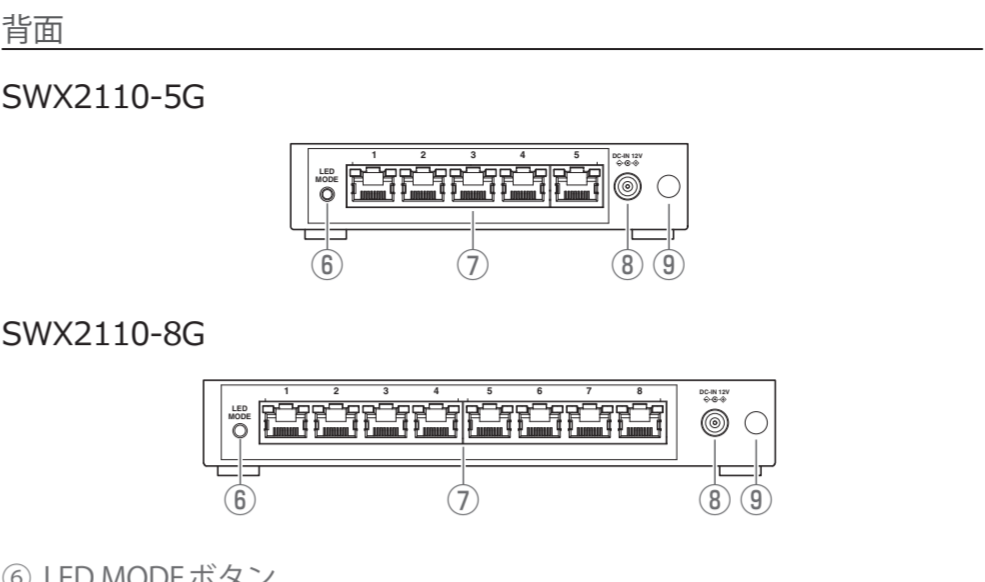
- ③ マグネットシート取り付けガイド
スチール製壁面に設置する場合に付属のマグネットシートを取り付ける位置です。

- ④ 壁掛け穴
壁掛け設置する場合に使用する穴です。
2本のタッピングネジ(市販品)を壁に取り付けて、ネジの頭に壁掛け穴を掛けます。
壁に下記のような市販のタッピングネジ2本を水平または垂直にSWX2110-5Gの場合は71mm、SWX2110-8Gの場合は117mmの間隔で取り付け、ネジ頭が壁から4mm飛び出した状態にしてから、本製品の底面の壁掛け穴を引っかけてください。
ゴム足は取り付けないでください。



- !** **注意**：ネジの長さや素材などは、取り付けの壁の材質や厚みに合わせて、十分な強度が得られるものをご使用ください。

- ⑤ 製品ラベル
本製品の機器名、MAC アドレス、製造番号、などを記載しています。



- ⑥ LED MODE ボタン
電源が入っている状態で1秒以上の長押しをすると、LANポートのインジケータ―の点灯と消灯を切り替えます。
電源が入っていない状態で押しながら電源を入れ、10秒以上長押しを続けると工場出荷時の状態に設定を戻します。


- ⑦ LANポート
10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tのポートです。

- ⑧ 電源コネクタ― (DC-IN 12V)
付属の専用電源アダプタ― (品番：YPS-12V1A) を接続します。

- ⑨ 電源コード抜け防止部品取り付け穴

付属の電源コード抜け防止部品を取り付けます。

ハードウェア仕様

項目	SWX2110-5G	SWX2110-8G	
LANポート	規格	IEEE802.3 (10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T)	
	ポート数	5	8
	通信モード	オートネゴシエーション	
	コネクタ―	RJ-45	
	極性	ストレート/クロス自動判別またはストレート固定	
外形寸法 (突起物、ゴム足を含まず)	125 (W) × 27 (H) × 101 (D) mm	180 (W) × 27 (H) × 101 (D) mm	
質量 (付属品含まず)	0.33 kg	0.45 kg	
電源電圧、周波数	電源アダプタ― (YPS-12V1A) 定格入力：AC100 ～ 240V 50/60Hz 定格出力：DC12V 1.0A 極性： 		
最大消費電力	3 W	4 W	
インジケータ―	POWER, LINK/ACT, LOOP		
MAC アドレス	底面の製品ラベルに表示		
電波障害規格	VCCI クラス A		
動作環境条件	周囲温度	0 ～ 50 ℃	
	周囲湿度	15 ～ 80% (結露しないこと)	
保管環境条件	周囲温度	-20 ～ 60 ℃	
	周囲湿度	10 ～ 90% (結露しないこと)	

ソフトウェアライセンス契約

本契約は、お客様とヤマハ株式会社(以下、ヤマハといします)との間の契約であって、ヤマハネットワーク製品(以下「本製品」といいます)用ファームウェアおよびこれに関わるプログラム、印刷物、電子ファイル(以下「本ソフトウェア」といいます)をヤマハがお客様に提供するにあたっての条件を規定するものです。

「本ソフトウェア」は、「本製品」またはパーソナルコンピュータ等のデバイスで動作させる目的においてのみ使用することができます。本契約は、ヤマハがお客様に提供した「本ソフトウェア」および本契約第1条第(1)項の定めに従ってお客様が作成した「本ソフトウェア」の複製物に適用されます。

- 使用許諾
 - お客様は、「本ソフトウェア」をお客様が所有する「本製品」またはパーソナルコンピュータ等のデバイスにインストールして使用することができます。
 - お客様は、本契約に明示的に定められる場合を除き、「本ソフトウェア」を、再使用許諾、販売、頒布、賃貸、リース、貸与もしくは譲渡し、特定もしくは不特定多数の者によるアクセスが可能なウェブ・サイトもしくはサーバー等にアップロードし、または、複製、翻訳、翻案もしくは他のプログラム言語に書き換えてはなりません。お客様はまた、「本ソフトウェア」の全部または一部を修正、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、その他リバース・エンジニアリング等してはならず、また第三者にこのような行為をさせてはなりません。
 - お客様は、「本ソフトウェア」に含まれるヤマハの著作権表示を変更、除去、または削除してはなりません。
 - 本契約に明示的に定める場合を除き、ヤマハは、「本ソフトウェア」に関するヤマハの知的財産権のいかなる権利もお客様に付与または許諾するものではありません。
- 所有権

「本ソフトウェア」は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハにより所有されています。お客様は、ヤマハが、本契約に基づきまたはその他の手段により「本ソフトウェア」に係る所有権および知的財産権をお客様に譲渡するものではないことを、ここに同意するものとします。
- 輸出規制

お客様は、当該国のすべての適用可能な輸出管理法規や規則に従うものとし、また、かかる法規や規則に違反して「本ソフトウェア」の全部または一部を、いかなる国へ直接もしくは間接に輸出もしくは再輸出してはなりません。
- サポートおよびアップデート

ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」のメンテナンスおよびお客様による「本ソフトウェア」の使用を支援することについて、いかなる責任も負うものではありません。また、本契約に基づき「本ソフトウェア」に対してアップデート、バグの修正あるいはサポートを行う義務もありません。
- 責任の制限

(1)「本ソフトウェア」は、『現状のまま(AS-IS)』の状態で使用許諾されます。ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」に関して、商品性および特定の目的への適合性の保証を含め、法令上認められない場合を除き、いかなる保証も、明示したと黙示したとを問わず一切しないものとします。
(2)ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずるいかなる損害(逸失利益およびその他の派生的または付随的な損害を含むがこれらに限定されない)について、法令上認められない場合を除き、一切責任を負わないものとします。たとえ、ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者がかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
(3)ヤマハ、ヤマハの子会社、それらの販売代理店および販売店、並びに、その他「本ソフトウェア」の取扱者および頒布者は、「本ソフトウェア」の使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じるいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。

7.有効期間
(1)本契約は、下記(2)または(3)により終了されるまで有効に存続します。
(2)お客様は、「本製品」またはパーソナルコンピュータ等のデバイスにインストール済みのすべての「本ソフトウェア」を消去することにより、本契約を終了させることができます。
(3)お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は直ちに終了します。

(4)お客様は、上記(3)による本契約の終了後直ちに、「本製品」またはパーソナルコンピュータ等のデバイスにインストール済みのすべての「本ソフトウェア」を消去するものとします。
(5)本契約のいかなる条項にかかわらず、本契約第2条から第6条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

7.分離可能性
本契約のいかなる条項が無効となった場合でも、本契約のそれ以外の部分は効力を有するものとします。

8. U.S. GOVERNMENT RESTRICTED RIGHTS NOTICE:
The Software is a "commercial item," as that term is defined at 48 C.F.R. 2.101 (Oct 1995), consisting of "commercial computer software" and "commercial computer software documentation," as such terms are used in 48 C.F.R. 12.212 (Sept 1995). Consistent with 48 C.F.R. 12.212 and 48 C.F.R. 227.7202-1 through 227.72024 (June 1995), all U.S. Government End Users shall acquire the Software with only those rights set forth herein.

9.一般条項
お客様は、本契約が本契約に規定されるすべての事項についての、お客様とヤマハとの間の完全かつ唯一の合意の声明であり、口頭あるいは書面による、すべての提案、従前の契約またはその他のお客様とヤマハとのあらゆるコミュニケーションに優先するものであることに同意するものとします。本契約のいかなる修正も、ヤマハが正当に授権した代表者による署名がなければ効力を有しないものとします。

10.準拠法
本契約は、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。